

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険法による保険給付・保険料徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

夕張市は、国民健康保険法による保険給付・保険料徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険法による保険給付・保険料徴収事務では事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による特定個人情報の不正入手、不正使用等への対策として、委託契約において個人情報に係る秘密の保持を明記するほか、個人情報が記録された資料等の管理状況を確認するなど、個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

夕張市長

公表日

令和5年2月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>夕張市は、国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①資格管理に関する事務 ②保険給付に関する事務 ③保険料の賦課・徴収に関する事務 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得等に関する事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）</p> <p>なお、事務の実施に当たり、申請者から事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により、当該口座情報の取得を行う。</p>
③システムの名称	1. 国民健康保険総合システム 2. 国民健康保険料システム（国民健康保険料、宛名管理） 3. 中間サーバー・プラットフォーム 4. 国保総合システムおよび国保情報集約システム 5. 医療保険者等向け中間サーバー等 6. 市町村事務処理標準システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 国民健康保険被保険者情報ファイル (2) 国民健康保険賦課情報ファイル (3) 宛名情報ファイル (4) 中間サーバーで保有する国民健康保険関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p><国民健康保険関連事務> ・番号法第9条（利用範囲）、別表第一（30項） ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲） 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><国民健康保険関連事務> ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1, 2, 3, 4, 5, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106項 【別表第二における情報照会の根拠】 42, 43, 44, 45項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民課、税務課
②所属長の役職名	市民課長、税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	夕張市役所総務課総務係（〒068-0492 夕張市本町4丁目 TEL0123-52-3170（直通））
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	夕張市役所総務課総務係（〒068-0492 夕張市本町4丁目 TEL0123-52-3170（直通））

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I-5 ①部署	市民課健康保険係、財務課(税務担当)	市民課、税務課	事後	
令和1年6月21日	I-5 ②所属長の役職名	市民課長 芝木 誠二、税務担当課長 三浦 護	市民課長、税務課長	事後	
令和1年6月21日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策	-	様式改正に伴う新項目の追加	事後	
令和2年9月25日	I-1 ①事務の名称	国民健康保険法による保険給付・保険料徴収事務	国民健康保険に関する事務	事前	
令和2年9月25日	I-1 ②事務の概要	国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、市町村等が保険者となり、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う制度である。 夕張市における国民健康保険の適正かつ効率的な運営のため、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①被保険者資格の取得・異動等に関する事務 ②医療保険の給付に関する事務 ③保険料の賦課・徴収に関する事務	夕張市は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①資格管理に関する事務 ②保険給付に関する事務 ③保険料の賦課・徴収に関する事務 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得等に関する事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)	事前	
令和2年9月25日	I-1 ③システムの名称	1. 国民健康保険総合システム 2. 国民健康保険料システム(国民健康保険料、宛名管理) 3. 中間サーバー・プラットフォーム	1. 国民健康保険総合システム 2. 国民健康保険料システム(国民健康保険料、宛名管理) 3. 中間サーバー・プラットフォーム 4. 国保総合システムおよび国保情報集約システム 5. 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年9月25日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)、別表第一(30項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第24条	<国民健康保険関連事務> ・番号法第9条(利用範囲)、別表第一(30項) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年9月25日	I-4 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106項 【別表第二における情報照会の根拠】 42、43、44、45項	<国民健康保険関連事務> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106項 【別表第二における情報照会の根拠】 42、43、44、45項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年9月25日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年9月25日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月30日	I-4 ②法令上の根拠	<p><国民健康保険関連事務> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1, 2, 3, 4, 5, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106項 【別表第二における情報照会の根拠】 42, 43, 44, 45項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p><国民健康保険関連事務> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1, 2, 3, 4, 5, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106項 【別表第二における情報照会の根拠】 42, 43, 44, 45項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和4年9月30日	I-1 ③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 国民健康保険総合システム 国民健康保険料システム(国民健康保険料、宛名管理) 中間サーバー・プラットフォーム 国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等 	<ol style="list-style-type: none"> 国民健康保険総合システム 国民健康保険料システム(国民健康保険料、宛名管理) 中間サーバー・プラットフォーム 国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等 市町村事務処理標準システム 	事前	
令和5年2月17日	I-1 ②事務の概要	<p>夕張市は、国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 資格管理に関する事務 保険給付に関する事務 保険料の賦課・徴収に関する事務 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得等に関する事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) 	<p>夕張市は、国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 資格管理に関する事務 保険給付に関する事務 保険料の賦課・徴収に関する事務 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得等に関する事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) <p>なお、事務の実施に当たり、申請者から事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により、当該口座情報の取得を行う。</p>	事前	